熊野大花火大会クルーズ船錨地調整協議会会則

2026 年 11 月 20 日制定

（名称）

第１条　本会は、「熊野大花火大会クルーズ船錨地調整協議会」（以下「協議会」という）と称する。

（目的）

第２条　協議会は、熊野大花火大会におけるクルーズ船の安全な錨泊を確保するため、エントリー制により錨泊位置等の事前調整を行うことを目的とする。

２　本協議会は、安全確保を目的とするものであり、特定の事業者の排除又は競争の制限を目的とするものではない。

（構成）

第３条　協議会は、会長、会員及びオブザーバーをもって構成する。

２　会長は、会員による互選より選出された職にある者をもって充て、その任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　会長の互選は、第９条第２項に定める方法により協議会を開催して行う。

４　会長に選出された職に異動その他の変更が生じた場合は、新たに当該職についた者が残任期間の会長の職務を継承する。

５　会員は、第６条による入会手続きを経て構成員名簿に記載された法人その他の団体とする。

６　会員は、協議会に出席する代表者を委員として指名することができる。委員は、当該団体を代表して発言し議決に参加する。

７　オブザーバーは、会長が指名する法人その他の団体とし、構成員名簿に記載する。

８　オブザーバーは、協議会に出席する代表者を委員として指名することができる。委員は当該団体を代表して発言することができるが、議決権は有しない。

（行政機関の助言等）

第４条　オブザーバーである関係行政機関は、それぞれの所掌の範囲内で、安全確保その他の事項について助言を行うことができる。

２　前項の助言は、協議会の議決を拘束するものではなく、錨地計画の策定及び運用は、協議会の責任において行うものとする。

３　協議会は、錨地計画その他の決定事項について、関係行政機関の承認又は指示によるものであるかのような表示をしてはならない。

（構成員名簿）
第５条　構成員名簿は会長が作成し、必要に応じて公表する。
２　構成員名簿は会則の一部にせず、変更が生じた場合は会長が修正する。

（入会）
第６条　協議会への入会を希望する法人その他の団体は、所定の方法により会長へ届け出るものとする。
２　会長は、前項の届出があったときは、第３条第５項に定める要件を満たさない場合を除き、入会を拒んではならない。
３　会長は、入会を認めない場合には、その理由を付して届出者に通知するものとする。
４　会員は、会費の負担、会議への出席その他協議会の運営への参加を義務付けられないものとする。

（退会）
第７条　協議会の退会を希望する会員は、所定の方法により会長へ届け出るものとする。
２　退会したことを理由として、次回以降のエントリーその他の取扱いにおいて不利益な取扱いをしてはならない。

（関係事業者等からの意見聴取）
第８条　協議会は、次に掲げる事項を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめその案を公表し、会員であるか否かを問わず、クルーズ船事業者その他の関係者から意見を聴く機会を設けるものとする。
⑴　錨地エントリー及び抽選要綱
⑵　錨地配置
⑶　その他会長が必要と認める事項
２　協議会は、提出された意見を十分に考慮するとともに、提出された意見の概要及びこれに対する協議会の考え方を公表するものとする。
３　協議会は、前各項に定めるもののほか、必要に応じて学識経験者その他の知見を有する者から意見を聴くものとする。

（協議会の招集）
第９条　会長は、次の場合に協議会を招集する。
⑴　次条に定める事項の協議を行うとき
⑵　その他必要と認める場合
２　協議会は、次のいずれかの方法により開催できる。

⑴　対面による会議
⑵　オンライン会議
⑶　書面による会議
⑷　電子メールその他の電磁的方法による協議

（対面による会議、オンライン会議の成立、議決）
第 10 条　第９条第２項第１号及び第２号による会議を開催する場合、委員の半数以上の出席をもって成立するものとする。
２　議長は会長が務める。会長が出席できないときは、会長が指名する者が議長を務める。
３　議決は、当該協議会に出席した委員の過半数の同意により決定する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面による会議、電子メールその他の電磁的方法による協議の成立、議決）
第 11 条　第９条第２項第３号及び第４号による会議を開催する場合、委員の半数以上から可否の回答があったときに成立するものとする。
２　議決は委員の過半数の同意により決定する。可否同数のときは、会長の決するところによる。

（協議事項）
第 12 条　協議会は、各年の熊野大花火大会に関連して次の事項を協議する。
⑴　錨地エントリー及び抽選要綱
⑵　錨地配置及び錨地計画
⑶　地域住民への配慮及び安全に関する取り決め
⑷　その他会長が必要と判断する事項
２　錨地配置及び錨地計画は、安全の確保を前提として、特定のクルーズ船事業者に花火の視認性の著しい不利が継続して生じることのないよう配慮して定めるものとする。

（競争上重要な情報の取扱い）
第 13 条　協議会、会員及び委員は、協議会の活動において、クルーズ料金、販売条件、販売数量、集客状況その他の競争上重要な事項について、協議又は情報交換を行ってはならない。
２　協議会がエントリーにより取得した情報は、錨地計画の策定その他協議会の目的の達成に必要な範囲でのみ利用し、事務局において管理し、他の申込者に開示しないものとする。ただし、錨地計画の通知に必要な範囲の情報はこの限りでない。

３　議長は、会議において前項に反するおそれのある発言があった場合には、これを制止するものとする。

（議事録）
第 14 条　協議会は、審議事項および議決事項を記載した議事録を作成し保管する。
２　協議会は、議事の概要を公表するものとする。

（会計）
第 15 条　協議会は、会費その他の金銭を徴収せず、会計を設けないものとする。

（補則）
第 16 条　この会則に定めるもののほか、会長は会員の同意を得て、協議会の運営に関し必要な事項を定めることができる。

（庶務）
第 17 条　協議会の庶務は、一般社団法人日本外航客船協会において行う。

附　則　この会則は、2026 年 11 月 20 日から実施する。
２　初代会長は一般社団法人日本外航客船協会会長とする。
３　初代会長の任期は施行の日から 2028 年 7 月 1 日までとする。

202X 年度熊野大花火大会 錨地エントリー及び抽選要綱

202X 年 XX 月 XX 日
熊野大花火大会クルーズ船錨地調整協議会

（定義）
第１条　本要綱において「協議会」とは、熊野大花火大会クルーズ船錨地調整協議会のことをいう。
２　本要綱において「クルーズ船事業者」とは、クルーズ船を所有または運航する事業者またはこれら事業者から委任を受けた事業者のことをいう。
３　本要綱において「エントリー」とは、熊野大花火大会における錨泊地の調整に関し、協議会が定める方法により必要事項を申請する手続をいう。
４　本要綱において「申込者」とは、協議会が定める手続に従い、熊野大花火大会における錨泊地の調整に係るエントリーを行ったクルーズ船事業者をいう。
５　本要綱において「当選者」とは、申込者のうち錨地計画で錨地が認められたものをいう。
６　本要綱において「錨泊」とは、投錨および自動船位保持装置による船位保持ならびに船舶を定点に保持するためのその他一切の行為をいう。

（エントリー手続）
第２条　クルーズ船事業者は、協議会が定める WEB フォームを用いてエントリーを行うものとする。

（エントリー資格）
第３条　エントリー資格に関する制限は、設けないものとする。

（提出期限）
第４条　エントリー期限は、20XX 年 XX 月 XX 日から 20XX 年 XX 月 XX 日までとする。

（申請内容）
第５条　エントリーには、以下の事項を含めるものとする。
⑴　船名
⑵　会社名
⑶　担当者連絡先
⑷　その他協議会が必要と認める事項

２　エントリー時点で未就航船の場合、前項に加えて以下の事項を含めるものとする。

⑴　当該船舶の予定する全長、全幅、国際総トン数

（エントリー後の取消・変更）

第６条　申込者は、エントリー後に内容の取消または変更を希望する場合、速やかに協議会にその旨を通知するものとする。

（協議会による錨地計画の検討・策定）

第７条　協議会は、申込者からのエントリーに基づき、錨地計画を検討・策定するものとする。この際、小型のクルーズ船が大型のクルーズ船の前方に位置するよう調整を行うことを原則とする。

２　協議会は、前項の配置により特定の申込者に視認性の著しい不利が継続して生じることのないよう、安全確保に支障のない範囲で必要な措置を講じるものとする。

（協議会による抽選）

第８条　協議会は、会則第 12 条第 1 項第 2 号に基づき定めた錨地配置に照らし、安全な船間距離の確保その他安全運航上の理由により全ての申込者を収容することが困難であると判断する場合または特定のクルーズ船が著しく花火の視認性に劣ると判断する場合には、公平性の確保を目的として、抽選により配置を決定するものとする。

ただし、抽選の実施にあたっては、各申込者に対し最低１隻の配置を優先的に確保した上で、残余の配置について抽選を行うものとする。なお、第 10 条第２項の措置の対象となっている申込者については、この限りではない。

２　抽選は、複数の協議会会員及びオブザーバーの立会いのもとで厳正に実施し、その結果は速やかに関係事業者に通知するものとする。

３　抽選の実施方法及び手順はあらかじめエントリーのあったクルーズ船事業者に通知するものとする。

（錨地計画の通知）

第９条　協議会は、錨地計画の決定にあたり抽選を実施した場合には、その結果を申込者に通知するとともに、決定した錨地計画を通知するものとする。

また、抽選を実施しない場合であっても、協議会は申込者に対し、決定した錨地計画を通知するものとする。

（錨地計画通知後のキャンセル）

第 10 条　当選者は、錨地計画通知後にクルーズ船の錨泊をキャンセルする場合、キャンセルの理由を記載した書面と共に、速やかに協議会にその旨を通知するものとする。

２　協議会は、提出された書面を記録として保管する。錨地計画通知後のキャンセルが複数回にわたり行われるなど、協議会が協議の上悪質と判断する事例があった場合には、当該クルーズ船事業者に対し勧告など改善のための必要な措置を講じることができる。

３　当該クルーズ船事業者は、協議会から求めがあった場合には、キャンセルの理由及び再発防止策について説明するよう努めるものとする。

４　第２項の措置は、協議会が当該クルーズ船事業者の対応状況や改善の有無を踏まえて、解除または緩和することができる。

（錨地計画の再検討）

第 11 条　協議会は、前条に定める通知を受けた場合、またはその他必要と判断した場合には、当選者に著しい不利益が生じない範囲で、錨地計画を再検討できるものとする。

２　再検討により錨泊枠に空きが生じた場合、協議会は次条に定めるキャンセル待ちリストの順位に従って順次連絡を行い、再割当ての意思確認を行うものとする。

３　再検討の結果については、速やかに関係者に通知するものとする。

（キャンセル待ちリスト）

第 12 条　協議会は、錨泊枠に空きが生じた場合に備え、キャンセル待ちリストを作成するものとする。

２　キャンセル待ちの申請は、協議会が定める WEB フォームを用いて、錨地計画の通知後から花火大会の半年前まで受け付けるものとする。

３　第８条に定める抽選を実施した場合には、キャンセル待ちリストの先頭に抽選で落選した事業者を配置し、複数の落選者がいる場合は抽選結果の順位に従って並べることを原則とする。

４　協議会は、前項の原則に従うと、クルーズ船の安全確保が妨げられる、または特定のクルーズ船に花火の視認性の著しい不利が生じることが想起される場合は、キャンセル待ちリストの上位順から適当なクルーズ船の配置を検討するなど必要な措置を講じるものとする。本項の措置を講じる場合は、その理由とともにキャンセル待ちリストのクルーズ船事業者に対しあらかじめ通知するものとする。

５　キャンセル待ちリストは当該大会に限り有効とし、次回以降の大会には引

き継がれないものとする。

（荒天等への対応）

第 13 条　協議会は、荒天等により熊野大花火大会が順延・中止またはその他の事情によりクルーズ船事業者が錨泊を中止する場合において、これを妨げないものとする。

（安全に関する取り決め）

第 14 条　当選者は、協議会が別に定める「地域住民への配慮及び安全に関する取り決め」に協力し、クルーズ船の安全確保に努めるものとする。

２　協議会は、錨泊区画の割当てを受けていないクルーズ船事業者に対し、当選したクルーズ船及び周辺の小型船舶などの安全に配慮するよう協力を求めることができる。

20XX 年度熊野大花火大会　地域住民への配慮及び安全に関する取り決め

202X 年 XX 月 XX 日
熊野大花火大会クルーズ船錨地調整協議会

当協議会が策定した錨地計画に基づき 20XX 年度熊野大花火大会に参加するクルーズ船は、海上衝突防止法などの各種海事法令を遵守するとともに、地域住民への配慮及び安全確保の観点から下記の事項へのご協力をお願いいたします。

記

１　小型船舶による場所取りが夕方頃から始まるため、昼頃までに現地入りし、錨泊するよう努めること。

２　各クルーズ船は安全な船間距離を確保し、周辺で観覧する小型船舶にも十分配慮すること。

３　地域住民の花火観覧への配慮のため、通路・階段等の安全確保に必要な照明を除き、照明を消灯するよう努めること。

４　花火大会終了後は、次の順番で海域を離れるよう努め、小型船舶への注意を怠らず、事故の防止に最大限の配慮をすること。

⑴
⑵
⑶
⑷
⑸
⑹
⑺

参考として、錨地計画図を挿入

以上